

「教職員と生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内ルール」

新潟県立長岡高等学校

- ① 教職員と生徒の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、私的なやりとりは一切行わない。
- ② 教育活動で関係生徒全員に関わる場合であっても、保護者から誤解を受けないように努めるとともに、その内容については複数の教職員がチェックできるようにし、情報の共有化と透明化に努める。
- ③校務や業務の必要上、やむを得ずメール・SNS等を利用する場合は、事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を管理職に届け出ることとする。
- ④生徒からメール・SNS等で相談があった場合、管理職に報告した上で、組織的に対応し、教職員間で情報を共有し、透明性を高める。

（附則） この校内ルールは、令和3年11月8日より実施する。